

○仙台市スポーツ振興審議会に関する条例

昭和三十七年七月二一日
仙台市条例第一九号

(設置)

第一条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第十八条第二項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、仙台市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一一、一二・全改)

(任務)

第二条 審議会は、スポーツ振興法第四条第四項及び第二十三条に規定するもののほか、市長又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。

- 一 スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- 二 スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- 三 スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- 四 スポーツの団体の育成に関すること。
- 五 スポーツによる事故の防止に関すること。
- 六 スポーツの技術水準の向上に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(平一一、一二・平二二、三・改正)

(組織)

第三条 審議会は、二十一人以内の委員で組織する。

(昭六二、九・昭六三、二・改正)

(会長等)

第四条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一名おく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第五条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会議)

第六条 審議会の会議は、月に一回定例会を開くほか、必要に応じて開くものとする。

- 2 会長は、審議会を招集し、会議の議長となる。

(議事)

第七条 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

(昭六二、九・旧第九条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(昭六三、二・改正)

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則(平一一、一二・改正)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平二二、三・改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。